

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第 2 8 6 号)

平成 1 5 年 1 1 月 1 7 日

横 情 審 答 申 第 286 号

平 成 15 年 11 月 17 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年8月9日財契一第200号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

「指名競争入札の執行について(平成13年度財契一第265号)のうち主
要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外1箇所舗装補修工事に係る指
名業者選定資料(汎用型)」及び「入札てんまつ(契約番号13-11-
723)」の開示決定並びに「工事請負契約の締結について(依頼)(財
政局契約第一課受付番号第1850号)主要地方道横浜生田線青葉区元石川
町地内外1箇所舗装補修工事」及び「工事請負契約の締結について(平
成13年度財契一第13-11-723号)主要地方道横浜生田線青葉区元石川町
地内外1箇所舗装補修工事」の一部開示決定に対する異議申立てについ
ての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「指名競争入札の執行について(平成13年度財契一第265号)のうち主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外1箇所舗装補修工事に係る指名業者選定資料(汎用型)」及び「入札てんまつ(契約番号13-11-723)」を全部開示とした決定並びに「工事請負契約の締結について(平成13年度財契一第13-11-723号)主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外1箇所舗装補修工事」を一部開示とした決定は、妥当であるが、「工事請負契約の締結について(依頼)(財政局契約第一課受付番号第1850号)主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外1箇所舗装補修工事」を一部開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「指名競争入札の執行について(平成13年度財契一第265号)のうち主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外1箇所舗装補修工事に係る指名業者選定資料(汎用型)」(以下「文書1」という。)及び「入札てんまつ(契約番号13-11-723)」(以下「文書2」という。)の開示請求に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成14年7月1日付で行った開示決定並びに「工事請負契約の締結について(依頼)(財政局契約第一課受付番号第1850号)主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外1箇所舗装補修工事」(以下「文書3」という。)及び「工事請負契約の締結について(平成13年度財契一第13-11-723号)主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外1箇所舗装補修工事」(以下「文書4」という。以下文書1から文書4までを総称して「本件申立文書」という。)の開示請求に対し、実施機関が平成14年7月1日付で行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の開示及び一部開示理由説明要旨

本件申立文書のうち、文書1及び文書2については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第10条第1項に該当するため全部を開示し、文書3及び文書4については、条例第7条第2項第4号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される

(1) 条例第7条第2項第4号の該当性について

文書4に記録された法人代表者の印影については、入札の際入札書に押印された

もので、開示すると印影が偽造されるなどして当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため、本号に該当し非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

文書3に記録された金額入り設計書の単価及び金額については、入札の際の予定価格を決定する積算の根拠となるものであり、開示することにより横浜市を行う入札事務において競争性が損なわれるなどの支障をきたすおそれがあると考えられるため、本号に該当し非開示とした。

(3) 文書の特定について

今回の開示請求に係る道路局が所管する横浜市施工の工事は、本件1件であるため、財政局で所管するそれに伴う契約関連の文書については、開示文書4件がすべてである。

4 異議申立人の開示及び一部開示決定に対する意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書において主張している本件申立文書の開示及び一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 開示された文書については、前回全く同一趣旨で開示請求し(平成13年11月12日)、受け取った文書と基本的に変わらず、申立人が開示請求した対象文書とは違う、はぐらかし、すり替えられた文書ばかりである。
- (2) 開示決定処分及び一部開示決定処分を取り消し、改めて申立人が請求書で求めている対象文書を隠さず開示するよう求める。
- (3) 公にすることにより法人の財産権が侵害されるおそれがあるとか、今後の契約締結事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるなど、いずれも意味不詳で、かつ市民の権利を守る基本的な公共団体の任務、役割を忘れた市民の権利無視の対応内容を顕わにしており、開示・非開示の根拠理由として請求者にとって納得のいかないものである。
- (4) 申立人は、交通事故被害に遭い、裁判係争中で、横浜市の管理する事故現場の路面の欠陥瑕疵等の違法責任を訴求している(原告として)ものだが、仮に裁判当事者として申立人(原告)から訴えられている司法上の訴訟があったとしても、横浜市(水道事業も含め)としての行政上の事務手続き対応に不正処理(保有しているのに証拠隠しのために公にしない等)、不当処分がなされるようなことがあってはならない。
- (5) 申立人は、交通事故で入院中の平成9年2、3月頃にかけて、入院先の病院から自宅にタクシーで外出許可を得て行き来した際、事故現場一帯の道路補修工事をしてい

たことを、自らの目で見て確認している。

しかも、事故前に事故現場で水道のマンホール開削工事をしていたのを近所の人で見て知っている方たちもいる。特に事故前の道路工事業者が補修道路の工事前と完了後に必ず撮影し、提出が義務づけられている写真（道路現場）については、間違いなく横浜市道路局、青葉土木事務所、青葉署でも保有されているはずだし、また、保有されていなければならない。

- (6) 横浜市が単に裁判訴訟に不利になるからという理由だけで、証拠につながる当該写真などを、適当に理由にならない根拠理由から、隠して開示拒否するのは、虚偽回答であり、職権濫用行為でもあり、また、刑法上の証拠隠滅罪にもあたりかねず、横浜市の違法は明白、かつ重大な事態を迎えていると言える。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、「文書内容は、さる平成8年12月17日横浜市青葉区元石川町54-21-17、同5421-1、同5420-7等付近（平原橋三叉路付近）の横浜 生田線市道での請求者本人のスクーターと違法駐車車両の衝突事故後行われた当該現場付近の道路補修工事（一般）資料全部及び当該工事着手前完了後に当該工事業者が撮影、御市道路局等に提出義務づけられている当該道路の現場写真全部並びに当該事故発生前（数ヶ月）の下水道等の開削など道路工事資料全部（平成13年12月11日開示許可された文書は、当初請求内容に担当外のもので不要につき除く。）」という開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市における契約事務を担当している財政局契約部契約第一課が本件請求に係る対象工事とした「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外1箇所舗装補修工事」について、道路局青葉土木事務所から契約の依頼を受け、入札参加事業者を決定のうえ、入札を執行し、入札後に契約の相手方を決定し、入札結果の公表を行った際の一連の文書であり、内容については次のとおりである。

ア 文書1は、道路局青葉土木事務所からの依頼により、財政局契約第一課が指名競争入札を執行する際の起案文書であり、起案用紙、起案本文、指名業者選定資料（汎用型）で構成されている。

イ 文書2は、入札のてん末を公表する文書で、予定価格、入札参加業者、入札金額等が記録されている。

ウ 文書3は、道路局青葉土木事務所が財政局契約第一課あてに契約依頼として提

出する文書で、工事請負契約の締結について（依頼）、設計書、施工条件一覧表、仕様書、再生材の使用及び建設副産物の処理に関する特記仕様書、建設副産物の利用及び受入の条件及び案内図で構成されている。

エ 文書 4 は、入札の執行後、契約の相手方、契約金額等の契約条件が確定し、契約の締結について決裁を行うための起案文書で、起案用紙、入札てん末書、指名業者、入札書、入札予定価格調書で構成されている。

(2) 条例第 7 条第 2 項第 4 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 4 号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書 4 に記録されている法人代表者の印影について、本号に該当するとして非開示としているが、法人代表者の印影については、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

(3) 条例第 7 条第 2 項第 6 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 6 号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書 3 に記録された金額入り設計書の単価及び金額について、本号に該当するとして非開示としているので、以下検討する。

ウ 横浜市では、横浜市市民情報センターにおいて、入札後の設計書による予定価格の事後公表並びに工事区分、工種及び種別ごとの数量、金額等を明示する積算内訳の資料により積算内訳の公表を実施するとともに、土木工事資材単価表及び土木工事積算基準標準歩掛表についても、同センターにおいて配架し、市民の閲覧に供している。

エ 当審査会の調査によれば、実施機関は、本件開示請求があった平成 14 年 7 月当時は、金額入り設計書の単価及び金額については、前記ウで述べた公表制度に準じたレベルまでは開示することとし、それ以外は非開示とする取扱いをしていたが、平成 15 年 1 月からは、金額入り設計書については、原則としてその全部を開示する取扱いに変更している。

したがって、実施機関が開示しても入札事務に支障がないと判断して取扱いを変更した金額入り設計書の単価及び金額については、開示することにより横浜市の入札事務における支障をきたすおそれがあるとは認められず、本号に該当しない。

(4) 文書の特定について

申立人は、平成9年2、3月頃にかけて、事故現場一帯の道路補修工事をしていたことを、自らの目で見確認しているから、開示された文書とは別の文書があるはずだと主張している。

これに対し、実施機関は、横浜市施工の工事は、本件1件であるため、開示文書4件がすべてであると主張している。当審査会としては、本件申立文書以外の文書の存在について調査するために、実施機関に対して平成8年度から平成14年度までの文書件名簿等について提出を求めたところ、平成8年度及び平成9年度の決裁・供覧文書整理簿については、保存期間5年が経過したため、廃棄しており、平成10年度及び平成11年度の決裁・供覧文書整理簿並びに平成12年度から平成14年度までの文書件名簿及び文書件名簿（契約締結）が提出された。

また、実施機関は、平成12年度に横浜市文書取扱規程（昭和60年9月達第20号）から横浜市行政文書取扱規程（平成12年3月達第8号）に変更したことに伴い、平成12年度からは、電算上で文書番号を付している契約締結伺いについても文書件名簿に登載しているが、平成11年度までについては、決裁・供覧文書整理簿には登載していないと説明している。

以上、実施機関から提出された文書件名簿等からは、本件申立文書以外に本件開示請求に該当すると思われる工事を実施した際に作成される文書名の記載はなく、道路局が所管する横浜市施工の工事は、本件1件であるため、財政局で所管するそれに伴う契約関連の文書については、開示文書4件がすべてであるという実施機関の説明は不自然ではなく、本件申立文書以外の文書が存在するという確証を得ることはできなかった。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が文書3を条例第7条第2項第6号に該当するとして一部開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、文書4を条例第7条第2項第4号に該当するとして一部開示とした決定並びに文書1及び文書2を全部開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|----------------------------|---------------------------|
| 平成14年 8 月 9 日 | ・ 実施機関からの諮問書及び非開示理由説明書を受理 |
| 平成14年 8 月23日 (第276回審査会) | ・ 諮問の報告 |
| 平成14年 8 月23日 (第276回審査会) | ・ 部会で審議する旨決定 |
| 平成15年 9 月19日 (第20回第一部会) | ・ 審議 |
| 平成15年10月 3 日 (第21回第一部会) | ・ 審議 |
| 平成15年10月31日 (第22回第一部会) | ・ 審議 |